

崎遊協発第46号
平成29年2月28日
(本紙含め1枚)

各支部組合長 殿

長崎県遊技業協同組合
理事長 松尾道彦

崎遊協発第45号文書(2月27日付)の補足説明について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、2月27日付、崎遊協発第45号「新基準に該当しない回胴式遊技機の設置比率が50%を超える営業所に対する措置について」を送付いたしましたが、文書中の通知事項(3)について、下記のとおり全日遊連から補足説明がきていますのでお知らせします。

組合傘下店舗の皆様へお知らせください。

記

【補足説明】

通知事項の(3)に「上記決定事項は、3月10日組合申請分から運用を開始する。」とありますが、

これは、全商協傘下の地区遊商又は回胴遊商の組合員が、地区遊商又は回胴遊商に申請(書類提出)する分から「確認書」が必要となるという意味です。

3月10日以降、地区遊商又は回胴遊商では、「確認書」により設置比率を確認いたしますので、「50%を超えている場合」のみならず、「確認書の提出がない場合」につきましても中古移動の申請が留保されることとなります。従って、3月10日以前にホールが地区遊商又は回胴遊商の組合員に「確認書」を提出する場合がありますので、既に中古移動を依頼されているホールも含め「確認書」が必要かどうか全商協傘下の地区遊商組合員又は回胴遊商組合員にご連絡ください。